

2013. 10.29 「経済の好循環実現検討専門  
チーム」での発表

# 法人税減税と賃金

一橋大学国際公共政策大学院  
國枝繁樹

# 発表項目

## 法人税の帰着

1. 理論モデル
2. 実証研究
3. 動学化：投資減税と法人税率引下げ

## 法人税減税と賃上げ

## 非伝統的財政政策

## 政策上の含意

# I 法人税の帰着

## 1. 理論モデル

### (1) 閉鎖経済下でのHarbergerモデル

Harberger (1962)

2部門(法人部門・非法人部門)

2生産要素(資本・労働)

生産要素は、部門間は移動可能だが、総量は不変  
法人税は法人部門だけに課される。



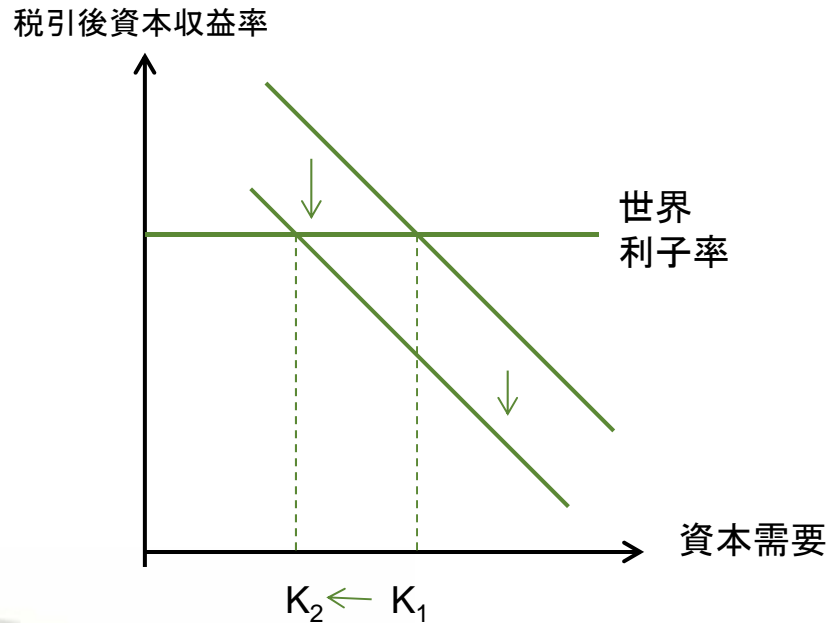
一定のパラメーターの下、法人税の負担は資本に帰着することを示す。

部門間の資本移動を通じ、非法人部門の資本も法人税を負担

## (2) 開放経済下でのHarberger モデル

- 開放経済下では資本が国際的に移動  
⇒ 法人税の負担が国内資本の流出等を通じ、国内労働者に転嫁される可能性。

(小国・1部門・完全資本移動のケース)



### (3) 開放経済下のHarbergerモデルの諸研究

- ▶ Randolph (2006) : 法人税負担の約7割を国内労働者が負担(資本の国際間の完全移動を仮定)
- ▶ Gravelle and Smetters (2006): 法人税負担の多くは資本が負担(資本の不完全移動を仮定)
- ▶ Harberger (2008): 法人税負担の100%を越える負担を国内労働者が負う可能性も。

⇒ 閉鎖経済下と異なり、法人税負担の相当部分は国内労働者が負担(Gravelle (2013)のサーベイ: 国内労働者が約4割)

(国内労働者の負担分は、国際間の資本移動の完全性、国内外の財の代替性、法人部門の資本集約性(以上、正の相関)、国の経済規模の大きさ、生産要素の代替性(以上、負の相関)等に依存する。)

## (4) レントシェアリング・モデルと法人税

### ① レントシェアリング・モデル

- 企業に独占や規制の存在を背景に、レント(超過利潤)が発生している場合、レントを巡る労働者(労働組合)と株主の間のナッシュ交渉解で賃金プレミアムが決定されるとの見方。
  - 我が国についても当てはまるとの見方(野田・阿部(2010))。外国人株主の増加や銀行の持株放出が株主側の交渉力を強化し、その結果、賃金が低迷しているとされる。
- ⇒ 法人税減税は、交渉の対象となるレント自体を増加させるため、直接、賃金を増加させうる。(Arulampalam et al. (2012))
- ※ しかし、法人税減税により、人件費控除の価値が減少するため、賃金は低下する場合も(Riedel (2011))。

## ② レントシェアリングを前提とした法人税減税の問題点

- しかし、レントシェアリング・モデルを前提に、賃上げのための法人税減税を行うことには、次のような問題がある。

a. 最適課税論では、レントに対してはむしろ重い課税が望ましい。(Diamond and Mirrlees (1971)では100%、最近のマーリーズ・レビューでも法人税の根拠としてレントに対する課税の必要性が強調される。)

b. 労働者と株主の間の交渉力の変化が賃金低迷の原因だとすれば、労働者サイドの交渉力を強化するような政策が本来必要。(→雇用制度改革との関係は?)

c. 賃金プレミアム増加は格差拡大につながる。

※ 米国財務省の法人税の帰着の仮定の変更(Cronin et al. (2013))

(旧手法(~2008)) 法人税の負担の100%は資本に帰着

(新手法) 同82%は資本に帰着。18%が労働者に帰着。

(法人税負担のうち、レント分(超過収益)を全額資本に。残りのほとんどを労使で折半と仮定。)

## 2. 最近の実証研究

- (1) 各国のデータを用いた実証研究
  - ① Hasset and Mathur (2006): 各国パネルデータ  
1%の法人税増加で賃金が0.83~1%程度低下
  - ② Desai, Foley, and Hines (2007):  
米国の多国籍企業の50カ国でのデータ  
法人税の負担の45~75%を労働者が負担
  - ③ Arulampalam, Devereux and Maffini (2012)  
EU各国企業のパネルデータ。賃金プレミアム分析。  
法人税の49%を労働者が負担
  - ④ Clausing (2013): OECD諸国のVAR分析  
法人税と賃金の関係は確認されず。



(2) 州別のデータを用いた実証研究

Felix and Hines (2009):

賃金プレミアム(労働組合員と非組合員の賃金の差)と州法人税の関係を分析。

州法人税1%引下げで、0.36%賃金プレミアム上昇。

(3) 産業間の実効限界税率の差異を用いた研究

Liu and Altshuler (2013):

産業間の実効限界税率の差異を利用。

法人税収1ドルの増加で、賃金約0.6ドル低下

集中度の高い産業ほど低下(賃金プレミアムの存在)

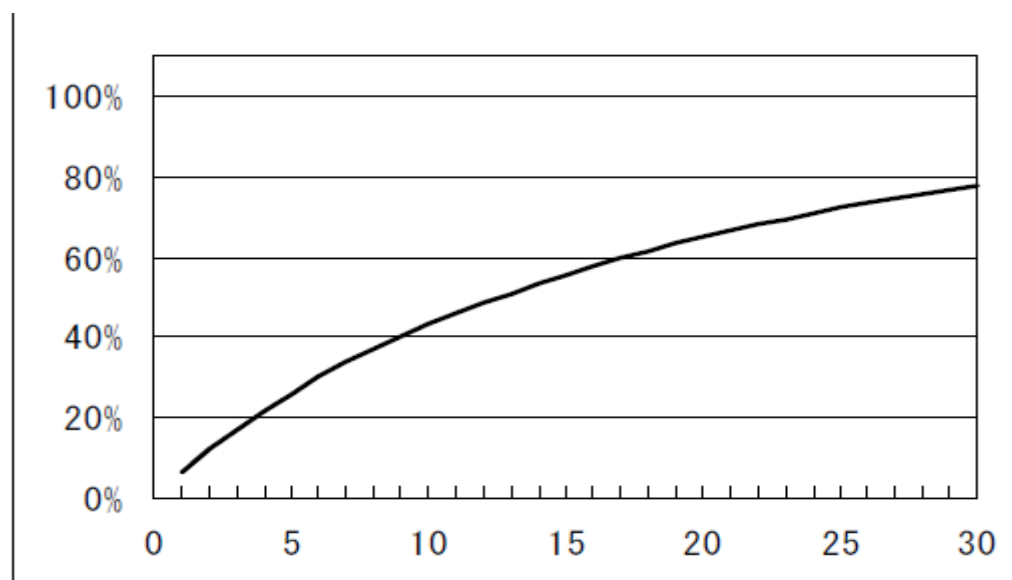
⇒否定的な論者もいるが、全般的には法人税の負担の相当部分を労働者が負担するとの見方が増加。

### 3. 動学化：投資減税と法人税率引下げ

#### (1) 短期と中長期の帰着

- ① Harbergerモデルによる分析は、一般に中長期的な均衡への影響のみに着目。しかし、均衡に至る経路も重要。
- ② 短期的には、法人税は、資本が負担
- ③ 中長期的には資本が移動し、その結果、労働者の賃金が低下する形で法人税の負担をシェア。

例 法人税率を限界的に1%引上げた際の労働者の負担割合の推移(土居(2010))



土居 (2010)の標準ケース  
閉鎖経済を仮定  
最終的に労働者の負担が  
100%になるように設定  
1期は、四半期に対応

## (2) 投資減税と法人税率引下げ(Summers (1981))

- Harbergerモデルでは区別されていないが、法人税減税を、投資減税で行うか、法人税率引下げで行うかも重要。

### ① 投資減税(加速度償却、投資税額控除等)の効果

- 投資に直接、働きかけることから投資促進効果は相対的に大きい。

### ② 法人税率引下げの効果

- 短期的には既存株主へのwindfall gain。  
(このため、既存株主や経営者は法人税率引下げを好む。)
- 限界税率の低下につながる限りにおいて、投資促進。

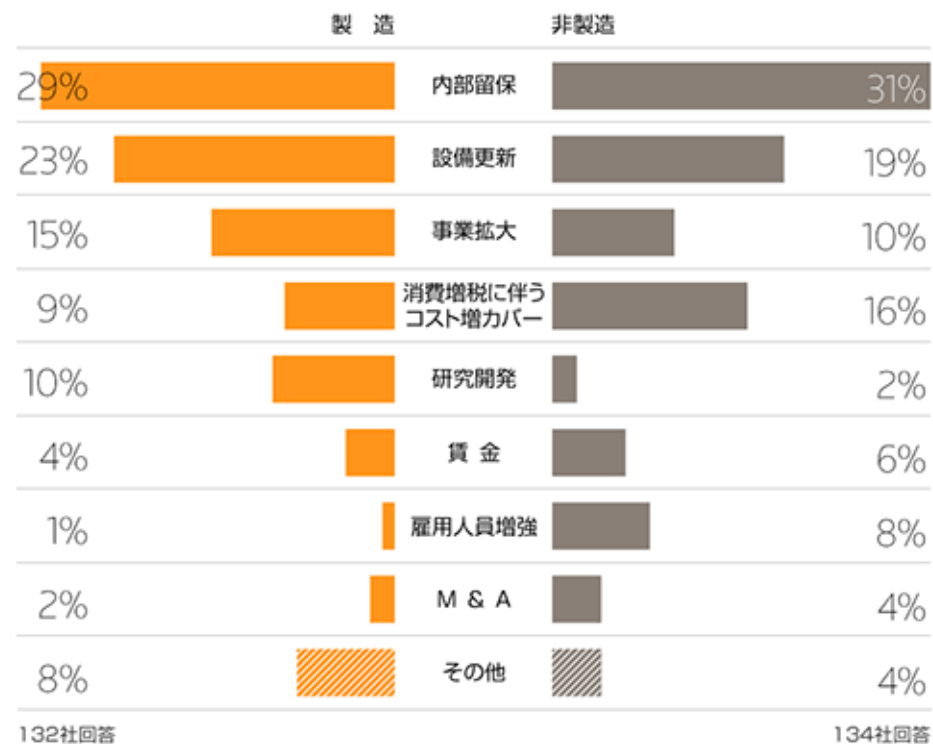
⇒同一財源の下では、投資減税の方が投資促進効果は大きい。

(参考)

## 法人減税分のキャッシュフローの使途に関するサーベイ

来年度に復興特別法人税廃止など法人減税が実現する場合、その分のキャッシュフローを何に振り向けますか。

最も割合が高いものを選んでください。(ひとつだけ)



(出所: ロイター企業調査 2013.10.18)

### (3) 中長期的な法人税率引下げの必要性

- 海外からの直接投資には一定の固定費がかかるため、平均税率の低下が影響を与える。(ただし、短期的には、海外からの直接投資に対する優遇税制や補助金で対応可能。)

- 多くの企業が流動性制約下にある場合は、平均税率の低下は投資促進。(ただし、現時点では多くの大企業の流動性は逼迫していないと思われる。)

- 過剰な投資減税により、産業間の資本の配分が非効率になるおそれ(Auerbach (1983))

⇒従って、短期的には投資減税に政策を集中させるが、デフレ脱却後に投資減税を大幅に圧縮し、確保した財源の一部で法人税率の引下げを図るのが望ましい。

## (4) 投資減税の障害となりうる要因

### ① リアルオプションの存在

- 投資が不可逆的な場合、不確実性が高ければ投資を先送りするオプションが価値を持つため、投資減税に企業が即時に反応しないおそれ。
- ⇒ 円安等で既に企業が設備投資の実施を決定している場合は、投資減税は投資規模の拡大に寄与。

### ② 経営者の問題

- 企業が内外での投資も株主への利益還元も行わず、内部留保を蓄積(企業の過剰貯蓄)。
- ⇒ コーポレート・ガバナンスがしっかりしていれば、株主からの圧力で経営者は投資または利益還元実施。(例 アップルの利益の株主還元)
- ⇒ 投資減税が効果を持つためには、我が国企業のコーポレート・ガバナンスの早急な改革が不可欠。

## Ⅱ 法人税減税と賃上げ

### 1. 標準的Harbergerモデルによる分析

- ① 法人税減税により賃金も一定程度、増加する。
  - ただし、その効果は企業投資がなされ、生産性が上昇した上で実現するので、時間がかかる。

※ 生産性の上昇を伴わない賃上げはむしろ雇用抑制につながるおそれも。

- ② 従って、企業投資の早急な実現が望まれるが、限られた財源の下、そのために有効なのは、投資減税。

## 2. レント・シェアリング・モデルの場合

賃金が株主と労働者間のレント・シェアリングで決定されている場合には、法人税減税により比較的早く賃金が増加する可能性。

⇒しかし、本来、重課が望ましいレントにつき減税を行うことは、経済効率性の観点からはあまり望ましくなく、このルートを目的とした減税には疑問がある。

## 3・政策や政府による説得による影響

所得拡大促進税制(賃金増で法人税軽減)の存在や政府の説得により、法人税減税で得たwindfall gainを原資に、経営者が賃金を早期に引き上げる可能性はある。





## 4. 賃金税減税(社会保険料含む)との効果の比較

### (1) 賃金税と社会保険料の帰着

#### ① 賃金税の帰着

国際間の移動が難しく、労働供給の弾力性も低い。

⇒賃金税の負担の多くは労働者に帰着。

#### ② 社会保険料(米国ではpayroll tax)の帰着

社会保険からの受益も考慮すべき(Summers(1989))

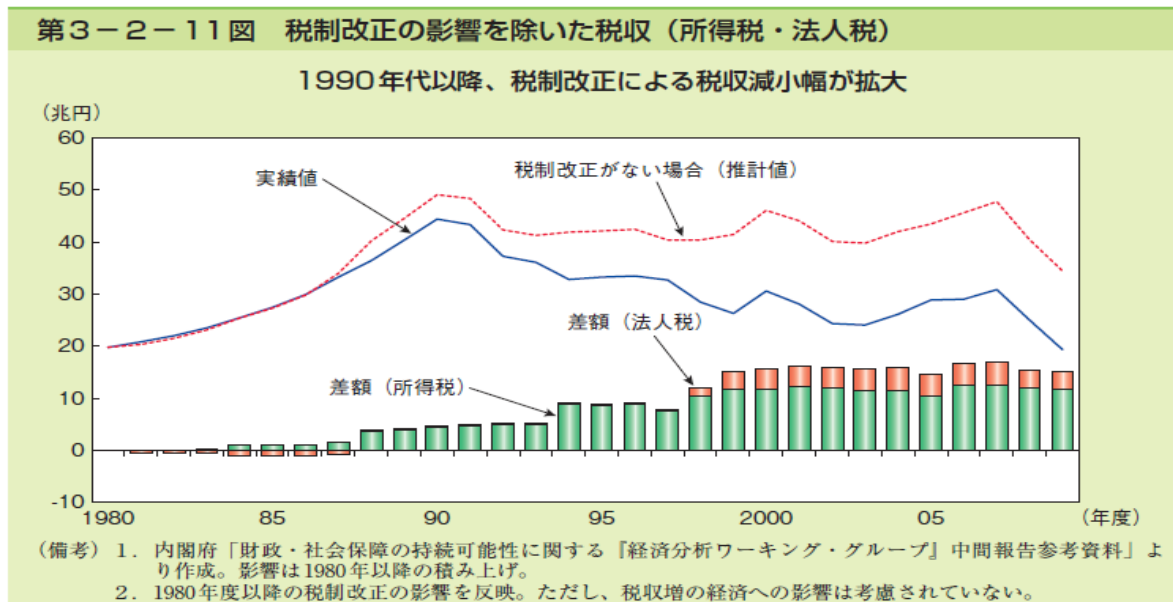
Gruber (1997): ほぼ労働者に帰着

岩本・濱秋(2006): 部分的に労働者に帰着

⇒賃金税・社会保険料の負担は、法人税と比較すれば、より直接的に労働者に帰着。

(2) だが、我が国の財政再建が消費税増税分を所得税・法人税減税に用いたことにより失敗してきたことを考えれば、所得税減税の余地はない。

(昨年度経済財政白書より)



(参考) オバマ政権下の社会保険料の軽減策

- 2011~12年 公的年金の社会保険料の労働者負担分につき、6.4%から4.2%に一時的に軽減。

## (参考) 法人税率引下げの法人税収への影響

- ① 短期的には法人税収は大きく振幅  
法人利益 = 売上 - (固定費 + 変動費)

固定費の存在のため、売上の変化により法人利益は大きく変動。従って、法人税収も大きく変動。

だが、固定費も時間とともに調整されるため、中長期的には安定的な動き。  
また、繰越損失も法人税収に大きな影響。今期は為替評価益も。

- ② 中長期的には課税所得の弾力性(税収弾性値とは異なるので注意)で、法人税収への影響を見るのが適当。

(参考) 法人の課税所得の弾力性の推計例

米国 Gruber and Rauh (2007) 0.2

英国 Devereux et. al (2013) 0.14-0.18(中堅企業)

ドイツ Dwenger and Steiner (2012) 0.5

日本 大野他(2011) 法人税パラドックスは観察されず

⇒ 課税ベース拡大等なしで、法人税率引下げのみで、中長期的に法人税収の増加は期待できない。

# Ⅲ 非伝統的財政政策

## 1. 非伝統的財政政策(Correia et al.(AER 2013))

- 流動性の罫の下での実質金利高止まりに対応する政策  
(財政均衡が前提の場合)

- ① 消費税率の段階的な引上げ
- ② 一時的な投資減税(投資税額控除)
- ③ 社会保険料(or 労働所得税)の段階的な引下げ

## 2. 我が国における現実的な政策

- ① 1%ずつの消費税増税は実務的に無理なので、2~3%の幅での消費税増税(5%→8%→10%)
- ② 一時的な投資減税(即時償却等)
- ③ 財政制約から社会保険料の恒久的引下げは困難なので、流動性制約下の家計への現金給付等

## IV 政策上の含意

1. 開放経済下においては、法人税減税の利益は、短期的には株主が享受するが、中長期的には相当程度、労働者にも帰着する。ただし、労働者の賃金上昇は、基本的には、企業投資による生産性上昇を伴う必要がある。
2. 企業投資促進には、法人税率の引下げよりも投資減税の方が効果的であり、デフレ下においては、投資減税に政策を集中させることが望ましい。(非伝統的財政政策の考え方とも整合的。)
3. 過剰な投資減税には弊害もあるため、デフレ脱却後に大幅に圧縮し、それを財源とした法人税率引下げが考えられる。その際、地方法人二税の軽減・廃止も真剣に検討されるべき。
4. なお、法人税率を引き下げても、課税ベースの拡大等を伴わない限り、中長期的には法人税収の増加は期待できない。

御清聴、ありがとうございました。